

安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」【資料3-2】
 利用規約新旧対照表

※下線部が変更箇所

変更前	変更後
<p>(システムの運用管理)</p> <p>第5条 サービス運用者は、サルビー見守りネットのシステムの運用管理を、運用・保守サービスに係る委託契約事業者（以下、「契約事業者」という。）に委託することができる。</p> <p>2 契約事業者は、本規約及び別に定める「安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」セキュリティポリシー」（以下、「セキュリティポリシー」という。）に基づき、サルビー見守りネットのシステムの運用管理を行うものとする。</p>	<p>(システムの運用管理)</p> <p>第5条 サービス運用者は、サルビー見守りネットのシステムの運用管理を、運用・保守サービスに係る委託契約事業者（以下、「契約事業者」という。）に委託することができる。</p> <p>2 契約事業者は、本規約及び別に定める <u>仕様書</u>に基づき、サルビー見守りネットのシステムの運用管理を行うものとする。</p>
<p>(利用施設)</p> <p>第7条 サルビー見守りネットを利用することができる機関、機関に属する施設、施設及び事業所（以下、「施設等」という。）は、次の各号に掲げる協議会に属する施設等、安城市地域包括支援センター、安城市その他協議会で認められた施設等（以下、「利用施設」という。）とする。</p> <p>(1) 安城市医師会</p> <p>(2) 安城市歯科医師会</p> <p>(3) 安城市薬剤師会</p> <p>(4) 安城市内の介護保険サービス事業所（訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などをいう。）</p>	<p>(利用施設)</p> <p>第7条 サルビー見守りネットを利用することができる機関、機関に属する施設、施設及び事業所（以下、「施設等」という。）は、次の各号に掲げる協議会 <u>等</u>に属する施設等 <u>の他</u>、安城市地域包括支援センター <u>及び安城市及び安城市社会福祉協議会並びに</u> その他協議会で認められた施設等（以下、「利用施設」という。）とする。</p> <p>(1) 安城市医師会</p> <p>(2) 安城市歯科医師会</p> <p>(3) 安城市薬剤師会</p> <p>(4) 安城市内の介護保険サービス事業所（訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などをいう。）</p> <p><u>(5) 安城市内の病院</u></p>
<p>(利用登録申請及びシステム利用者の設定)</p> <p>第9条 施設責任者は、サービス運用者に「サルビー見守りネットの利用登録に係</p>	<p>(利用登録申請及びシステム利用者の設定)</p> <p>第9条 施設責任者は、サービス運用者に「サルビー見守りネットの利用登録に係</p>

安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」【資料3-2】
利用規約新旧対照表

※下線部が変更箇所

<p>る誓約書」(様式第1)を提出のうえ、ポータルサイトから<u>オンライン</u>で利用登録申請を行う。</p> <p>(利用環境の整備)</p> <p>第11条 利用施設は、サルビー見守りネットを利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェアその他これらに付随して必要となるすべての機器、接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。</p> <p>2 前項の規定における機器、その仕様等については、別紙2のとおりとする。</p> <p>(利用登録の廃止)</p> <p>第13条 利用施設においてサルビー見守りネットの登録を廃止する場合は、施設責任者は、ポータルサイトからサービス運用者に対して<u>オンライン</u>廃止申請を行う。サービス運用者は、申請に基づいて必要な廃止手続きを行う。</p> <p>(システム利用者のユーザーID及びパスワードの再発行)</p> <p>第14条 システム利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、速やかに施設責任者にその旨を連絡し、施設責任者はその責任において、<u>オンライン</u>再発行をすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、<u>オンライン</u>による手続きが困難な場合には、施設責任者の責任のもと、サービス運用者へ当該ユーザーIDの利用停止と、新たなユーザーID及びパスワードの付与を依頼する</p>	<p>る誓約書」(様式第1)を提出のうえ、ポータルサイトから利用登録申請を行う。</p> <p>(利用環境の整備)</p> <p>第11条 利用施設は、サルビー見守りネットを利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェアその他これらに付随して必要となるすべての機器、接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。</p> <p>2 前項の規定における機器、その仕様等については、<u>ポータルサイト等に掲載する</u>とおりとする。</p> <p>(利用登録の廃止)</p> <p>第13条 利用施設においてサルビー見守りネットの登録を廃止する場合は、施設責任者は、ポータルサイトからサービス運用者に対して<u>利用</u>廃止申請を行う。サービス運用者は、申請に基づいて必要な廃止手続きを行う。</p> <p>(システム利用者のユーザーID及びパスワードの再発行)</p> <p>第14条 システム利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、速やかに施設責任者にその旨を連絡し、施設責任者はその責任において、再発行をすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、手続きが困難な場合には、施設責任者の責任のもと、サービス運用者へ当該ユーザーIDの利用停止と、新たなユーザーID及びパスワードの付与を依頼することができる。</p>
--	--

安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」【資料3-2】
利用規約新旧対照表

※下線部が変更箇所

<p>ことができる。</p> <p>(利用に関する問い合わせ)</p> <p>第16条 システム利用者は、サルビー見守りネットの利用にあたり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、<u>契約事業者のヘルプデスク</u>に問い合わせることができる。</p> <p>2 ヘルプデスクの対応時間は、月曜日から金曜日（祝祭日と、12月29日から1月3日までは除く）までの午前9時から午後5時とする。</p> <p>(連携方法)</p> <p>第17条 システム利用者が、サルビー見守りネットによって共有した情報は、<u>セキュリティポリシーに対応したストレージ領域</u>に保管され、アクセス許可のあるシステム利用者のみ内容にアクセスすることができる。</p> <p>(療養者の同意)</p> <p>第18条 安城市地域包括支援センター職員、かかりつけ医、ケアマネジャー等は、サルビー見守りネットを利用して療養者に関する情報を他のシステム利用者と共有する場合は、別紙<u>3</u>を用いて療養者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）の同意を得るものとする。</p> <p>(連携情報の保管期間)</p> <p>第21条 サルビー見守りネットによって連携された情報は、サルビー見守りネットのシステム<u>の利用が終結した日</u>から起算して5年間の保管をする。</p>	<p>(利用に関する問い合わせ)</p> <p>第16条 システム利用者は、サルビー見守りネットの利用にあたり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、<u>サービス運用者</u>に問い合わせることができる。</p> <p><u>(2項全削除)</u></p> <p>(連携方法)</p> <p>第17条 システム利用者が、サルビー見守りネットによって共有した情報は、<u>ストレージ領域</u>に保管され、アクセス許可のあるシステム利用者のみ内容にアクセスすることができる。</p> <p>(療養者の同意)</p> <p>第18条 安城市地域包括支援センター職員、かかりつけ医、ケアマネジャー等は、サルビー見守りネットを利用して療養者に関する情報を他のシステム利用者と共有する場合は、別紙<u>2</u>を用いて療養者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）の同意を得るものとする。</p> <p>(連携情報の保管期間)</p> <p>第21条 サルビー見守りネットによって連携された情報は、サルビー見守りネットのシステム<u>への投稿がなされた日</u>から起算して5年間の保管をする。<u>ただし、</u></p>
---	--

安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」【資料3-2】
 利用規約新旧対照表

※下線部が変更箇所

<p>(共有する情報の取扱い)</p> <p>第22条 サルビー見守りネットにより共有された情報は、診療情報の参照情報として扱うものとする。</p> <p>2 診療情報の原本については、サルビー見守りネットは取り扱わないものとし、システム利用者が法令等に従い責任をもって別途管理するものとする。</p> <p>3 サルビー見守りネットが取り扱う診療情報の内容について、協議会、サービス運用者及び契約事業者は、その完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しない。<u>ただし、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に示されている電子署名を施したデータに関しては、完全性と正確性は担保される。</u></p> <p>(公開する情報)</p> <p>第23条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、サルビー見守りネットの概要や利用施設の紹介等を掲載し、広く一般に公開するものとする。<u>ただし、公開目的が利用施設に限られた情報については、認証機能によりシステム利用者以外（サービス運用者を除く。）からの閲覧を禁止する。</u></p> <p>(利用施設情報の公開)</p> <p>第24条 ポータルサイトサービスで一般公開する情報は、協議会で検討する。</p> <p>2 利用施設は、第9条に規定するサルビ</p>	<p><u>安城市と契約事業者の契約がある限りとする。</u></p> <p>(共有する情報の取扱い)</p> <p>第22条 サルビー見守りネットにより共有された情報は、診療情報の参照情報として扱うものとする。</p> <p>2 診療情報の原本については、サルビー見守りネットは取り扱わないものとし、システム利用者が法令等に従い責任をもって別途管理するものとする。</p> <p>3 サルビー見守りネットが取り扱う診療情報の内容について、協議会、サービス運用者及び契約事業者は、その完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しない。</p> <p>(公開する情報)</p> <p>第23条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、サルビー見守りネットの概要や利用施設の紹介等を掲載し、広く一般に公開するものとする。</p> <p>(利用施設情報の公開)</p> <p>第24条 ポータルサイトサービスで一般公開する情報は、協議会で検討する。</p> <p>2 利用施設は、第9条に規定するサルビ</p>
---	--

安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」【資料3-2】
利用規約新旧対照表

※下線部が変更箇所

<p>一見守りネットの利用登録申請と同時に、<u>アカウント</u>管理システムに登録されている自らの施設等の情報を提供するものとする。</p> <p>(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)</p> <p>第30条 システム利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図らず、速やかに<u>契約事業者</u>へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。その内容の重要度に応じて、<u>契約事業者</u>は<u>サービス運用者</u>へ報告を行うものとする。</p> <p>2 サービス運用者は、前項の報告を受けた際、その旨を協議会に報告し、協議会は必要に応じ、事故防止の対策を検討するものとする。</p> <p>3 契約事業者は、施設責任者からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力を行うものとし、その結果発生する対策として、利用施設内の詳細調査、機器の購入、設定を行う必要が生じるなど、契約事業者の協力範囲を超える場合は、契約事業者は施設責任者へ別途見積もりを提示し、その費用を請求することができる。</p> <p>(コンピューターウイルス対策)</p> <p>第33条 システム利用者は、ウイルス対策ソフトウェアを導入するものとする。また、その維持管理については、利用施設又はシステム利用者が責任をもって実</p>	<p>一見守りネットの利用登録申請と同時に、<u>利用者</u>管理システムに登録されている自らの施設等の情報を提供するものとする。</p> <p>(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)</p> <p>第30条 システム利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図らず、速やかに<u>サービス運用者</u>へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。その内容の重要度に応じて、<u>サービス運用者</u>は<u>契約事業者</u>へ報告を行うものとする。</p> <p>2 サービス運用者は、前項の報告を受けた際、その旨を協議会に報告し、協議会は必要に応じ、事故防止の対策を検討するものとする。</p> <p>3 契約事業者は、<u>サービス運用者からの要請に基づき</u>、施設責任者からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力を行うものとし、その結果発生する対策として、利用施設内の詳細調査、機器の購入、設定を行う必要が生じるなど、契約事業者の協力範囲を超える場合は、契約事業者は<u>サービス運用者を通して</u>施設責任者へ別途見積もりを提示し、その費用を請求することができる。</p> <p>(コンピューターウイルス対策)</p> <p>第33条 システム利用者は、ウイルス対策ソフトウェアを導入<u>等</u>、<u>セキュリティ対策</u>をするものとする。また、その維持管理については、利用施設又はシステム</p>
--	--

安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」【資料3-2】
 利用規約新旧対照表

※下線部が変更箇所

<p>施する。</p> <p>(サービス内容の変更)</p> <p>第36条 サービス運用者は、サルビー見守りネットのサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合、<u>契約事業者</u>は、システム利用者へ変更した旨を、広報サービス等を通じて確実に周知するものとする。</p> <p>(ユーザーID使用の一時停止)</p> <p>第37条 サービス運用者は、ユーザーIDの漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、当該システム利用者の了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者がユーザーIDの使用を一時停止することができる。この場合、契約事業者は、停止後速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。</p> <p>3 前2項により当該システム利用者に損害が発生した場合、協議会、サービス運用者及び契約事業者はいかなる責任も負わない。</p> <p>4 サービス運用者は、<u>第1項又は第2項</u>によりユーザーIDの使用を一時停止した場合は、協議会に報告するものとする。</p>	<p>利用者が責任をもって実施する。</p> <p>(サービス内容の変更)</p> <p>第36条 サービス運用者は、サルビー見守りネットのサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合、<u>サービス運用者</u>は、システム利用者へ変更した旨を、<u>ポータルサイト</u>等を通じて確実に周知するものとする。</p> <p>(ユーザーID使用の一時停止)</p> <p>第37条 サービス運用者は、ユーザーIDの漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合、<u>又は緊急を要する場合は</u>、当該システム利用者の了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。<u>この場合、サービス運用者は、停止後できるだけ速やかに契約事業者に報告をしなければならない。</u></p> <p>2 前項により当該システム利用者に損害が発生した場合、協議会、サービス運用者及び契約事業者はいかなる責任も負わない。</p> <p>3 サービス運用者は、第1項によりユーザーIDの使用を一時停止した場合は、協議会に報告するものとする。</p>
---	--

安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」【資料3-2】
 利用規約新旧対照表

※下線部が変更箇所

<p>(データバックアップ作業に伴うサービス停止)</p> <p>第38条 サルビー見守りネットのシステム内に保管されている情報については、契約事業者において、<u>毎日及び毎月定められた日時にデータのバックアップ作業を行う。</u></p> <p>2 前項の毎月のバックアップ作業については、契約事業者がサービス運用者の承認を受け、予め定められた日時に行うものとし、サルビー見守りネットのすべて又はその一部のサービスを停止することができるものとする。</p> <p>3 契約事業者は、前2項の内容を予め広報サービスにより、システム利用者に周知するものとする。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第41条 システム利用者は、サルビー見守りネットの利用に際して次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公序良俗に反すること。</p> <p>(2) 犯罪的行為に結びつくこと。</p> <p>(3) 他のシステム利用者又は第三者の著作権を侵害すること。</p>	<p>(データバックアップ作業)</p> <p>第38条 サルビー見守りネットのシステム内に保管されている情報については、契約事業者において、<u>定期的</u>にデータのバックアップ作業を行う。</p> <p>(2項全削除)</p> <p><u>(計画メンテナンスに伴うサービス停止)</u></p> <p><u>第38条の2 契約事業者はサービスの品質維持、ソフトウェア・機器の拡張・保守・保全を目的のため、定期的に毎月計画メンテナンスを行うものとし、サルビー見守りネットの全て又は一部のサービスを停止することができるものとする。</u></p> <p><u>2 契約事業者は前項の内容をあらかじめポータルサイトによりシステム利用者に公開するものとする。</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第41条 システム利用者は、サルビー見守りネットの利用に際して次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公序良俗に反すること。</p> <p>(2) 犯罪的行為に結びつくこと。</p> <p>(3) 他のシステム利用者又は第三者の著作権を侵害すること。</p>
--	---

安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」【資料3-2】
利用規約新旧対照表

※下線部が変更箇所

<p>(4) 他のシステム利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。</p> <p>(5) 他のシステム利用者又は第三者を誹謗中傷すること。</p> <p>(6) 本規約及び法令に違反すること。</p> <p>(7) 入会時に虚偽の申請を行うこと。</p> <p>(8) 入力されている情報の改ざんを行うこと。</p> <p>(9) ユーザーID又はパスワードを不正に使用させること。</p> <p>(10) サルビー見守りネットの運営を妨害すること。</p> <p>(11) サルビー見守りネットを目的外に利用すること。</p> <p>2 システム利用者の行為が前項各号のいずれかに該当した場合又は協議会がシステム利用者として不適当と判断した場合、サービス運用者は、当該システム利用者に事前に通知又は催告することなく、システム利用者としての資格を停止することができるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、<u>契約事業者</u>がシステム利用者としての資格を停止できる。この場合、<u>契約事業者</u>は、停止後速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。</p> <p>(規約の変更等)</p> <p>第43条 協議会は、システム利用者の了承を得ることなく、本規約の変更並びに諸規程の制定及び改廃を行うことができ</p>	<p>(4) 他のシステム利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。</p> <p>(5) 他のシステム利用者又は第三者を誹謗中傷すること。</p> <p>(6) 本規約及び法令に違反すること。</p> <p>(7) 入会時に虚偽の申請を行うこと。</p> <p>(8) 入力されている情報の改ざんを行うこと。</p> <p>(9) ユーザーID又はパスワードを不正に使用させること。</p> <p>(10) サルビー見守りネットの運営を妨害すること。</p> <p>(11) サルビー見守りネットを目的外に利用すること。</p> <p><u>2 前項に掲げる禁止行為等を監視するため、サービス運用者はシステム利用者の同意を得ずに投稿内容を必要に応じ閲覧することができるものとする。</u></p> <p>3 システム利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当した場合又は協議会がシステム利用者として不適当と判断した場合、サービス運用者は、当該システム利用者に事前に通知又は催告することなく、システム利用者としての資格を停止することができるものとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、<u>サービス運用者</u>がシステム利用者としての資格を停止できる。この場合、<u>サービス運用者</u>は、停止後速やかに<u>契約事業者</u>に報告をしなければならない。</p> <p>(規約の変更等)</p> <p>第43条 協議会は、システム利用者の了承を得ることなく、本規約の変更並びに諸規程の制定及び改廃を行うことができ</p>
---	---

安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」【資料3-2】
利用規約新旧対照表

※下線部が変更箇所

<p>るものとする。</p> <p>2 前項の場合においてサービス運用者は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。</p> <p>3 第1項の変更等を行った場合、<u>契約事業者</u>は、システム利用者へ変更した旨を、ポータルサイトサービス等を通じて確実に周知するものとする。</p> <p>附 則 本規約は、<u>平成28年10月1日</u>から施行する。</p>	<p>るものとする。</p> <p>2 前項の場合においてサービス運用者は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。</p> <p>3 第1項の変更等を行った場合、<u>サービス運用者</u>は、システム利用者へ変更した旨を、ポータルサイト等を通じて確実に周知するものとする。</p> <p>附 則 本規約は、<u>平成31年3月25日</u>から施行する。</p>
<p>以下は様式類の変更</p>	
<p>(別紙1) サルビー見守りネットの機能 <u>マイプロフィール</u>の編集</p> <p>(別紙2) サルビー見守りネットに必要となる機器及び仕様について</p> <p>(別紙<u>3</u>) サルビー見守りネット説明書・同意書</p> <p>様式第1 (第9条関係) サルビー見守りネットの利用登録に係る誓約書 (施設用)</p> <p>安城市医療・介護・福祉ネットワークにおいて、サルビー見守りネットの利用規約・<u>セキュリティポリシー</u>を遵守することを誓約します。</p>	<p>(別紙1) サルビー見守りネットの機能 <u>利用者の登録情報</u>の編集</p> <p>(全削除)</p> <p>(別紙<u>2</u>) サルビー見守りネット説明書・同意書</p> <p>様式第1 (第9条関係) サルビー見守りネットの利用登録に係る誓約書 (施設用)</p> <p>安城市医療・介護・福祉ネットワークにおいて、サルビー見守りネットの利用規約を遵守することを誓約します。</p>

安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」【資料3-2】
利用規約新旧対照表

※下線部が変更箇所

<p>様式第2（第9条関係） サルビー見守りネットの利用登録に係る誓約書（システム利用者間）</p> <p>安城市医療・介護・福祉ネットワークにおいて、サルビー見守りネットの利用規約・<u>セキュリティポリシー</u>を遵守することを誓約します。</p>	<p>様式第2（第9条関係） サルビー見守りネットの利用登録に係る誓約書（システム利用者間）</p> <p>安城市医療・介護・福祉ネットワークにおいて、サルビー見守りネットの利用規約を遵守することを誓約します。</p>
---	---